コンプライアンス

基本的な考え方

新日本空調グループでは、コンプライアンスに関する方針を次のように定めています。

役員・従業員は、法律・社会規範・社内ルールを守ります。違法や違反する行為の動機が、「会社のため」、「お客様のため」という職務上のことや、上司の指示であっても例外ではありません。
違法行為、社内ルール違反には厳正な姿勢で臨みます。また、そのような行為を出来る限り未然に防ぐために、社内外通報制度を整備、公開し、その通報者を守ります。

コンプライアンス推進体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底を図ることを目的とし、社長が任命するCCO（コンプライアンス統括責任者）、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会の機関を設置し、コンプライアンスに関する事項の協議や相談内容の調査の総括、報告などを行っています。なお、CCOは、社長を委員長とするリスク管理委員会において各報告を行い、社長が取締役会へ適宜報告を行う体制としています。

コンプライアンスの推進に向けた取組み

当社グループは、コンプライアンス浸透のためにコンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進活動を計画し、継続的に実施しています。2024年度は、当社グループ従業員に求めている「コンプライアンス誓約書」への同意について、再認識のためあらためて同意を求めました。また、当社グループ従業員などを対象にコンプライアンスや人権に関する研修（グループ従業員100%、派遣社員・外部委託者545名受講）や協力会社を対象とした研修（協力会社627名受講）を実施しました。その他、コンプライアンスの意識の浸透、課題の把握やヘルプラインの周知を図るため、コンプライアンス・アンケート（回答率99%）をするなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。

腐敗防止

当社グループは、会社の方針として公正な事業慣行の項目の中で腐敗防止へ取り組むことを定め、従業員に対して研修にて周知を図っています。営業系従業員に対しては、独占禁止法順守に関する教育を毎年実施しており、2024年度は顧問弁護士による講義を開催し当社グループ従業員など190名（100%）が受講しました。

ヘルプライン

当社グループは、コンプライアンスに関する問題について早期発見・早期是正・再発防止を図るため、社内と社外に専用の相談窓口「ヘルプライン」を設置しています。ヘルプラインについては、当社WEBサイトに掲載するとともに、研修の中で周知を図っています。

相談者が相談したことを理由に不利益を受けないこと、自らの違反行為について報告したときは報告者への罰則を減免すること、匿名の相談も受付を可能とすることを規程に定め、相談を行いやすい体制の整備を図っています。なお、近年の相談内容にはハラスメントに関する事案が多いことから、相談窓口を記載したハラスメント防止のポスターを掲示しています。また、従業員向けのコンプライアンス研修においては、寄せられた相談件数や相談項目の共有を行い、啓発活動に努めています。





「ヘルプライン」はWEBサイトをご覧ください。
https://www.snk.co.jp/csr/governance/corporate-ethics/

リスクマネジメント

基本的な考え方

当社グループは、リスクを会社の経営に影響を及ぼす可能性のある物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる全ての事象とし、的確に把握・対応し、経営の健全性を確保することが重要であると認識しています。なお、社会情勢に鑑み気候変動リスクについては、事業運営に大きく影響を及ぼすリスクと捉え、経営に取り込むべきマテリアリティと認識し活動を推進しています。

リスク管理の体制

当社グループは、「リスク管理規程」を定め、あらゆる顕在化するリスクの発生のみでなく、潜在化するリスクに対しても損害を想定し、必要な措置を事前に講じるとともに、リスク発生時においては、迅速な報告を求めるリスク管理体制を構築するため「リスク管理委員会」を設けています。当委員会では、社長を委員長、CCOを副委員長とし、社外有識者、本部長、および委員長が任命した者をもって構成されており、リスクの回避や低減および管理の強化を図っています。当委員会に付議・報告された事項は、取締役会へ報告されます。

当社における主要な事業リスク

①経済状況・建設市況の変動リスク	⑥海外事業リスク	⑪保有資産の変動リスク
②安全・品質管理リスク	⑦人権に関するリスク	⑫取引先の信用不安リスク
③工事に関するリスク（採算と遅延）	⑧気候変動のリスク	⑬情報管理リスク
④人材確保・流出に関するリスク	⑨環境リスク	⑭感染症感染拡大リスク
⑤建設業の担い手不足に関するリスク	⑩法的規制リスク	⑮イノベーションに関するリスク

事業継続計画（BCP）

当社グループにおける事業継続計画（BCP）は、災害発生時や周辺地域に多大な被害を及ぼす事故の発生時に、役職員とその家族の安全を確保した上で、当社施設ならびに作業所等を速やかに保全し、被害を最小限に止め、被災地もしくは事故発生現場周辺の復旧・復興支援および顧客事業の早期再開の支援を行うことを重視しています。

緊急対策本部の設置

緊急事態発生時には、緊急対策本部および被災地域、事故発生部門の現地対策本部を適宜設置します。緊急対策本部設置までの所要時間は、就業時間中は即時、休日・夜間は3時間以内を目標としています。

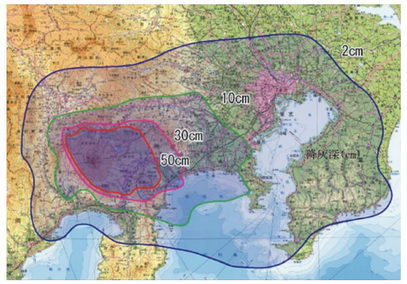


2024年度の取組み事例

新たな事象の対応力の向上を目指し、富士山噴火を想定したBCP訓練の実施

2024年12月、本社および大阪支店にて、富士山噴火に伴う首都圏を中心とした降灰被害を想定したBCP訓練を開催しました。本訓練では、本社に緊急対策本部と本社対策本部、大阪支店に代替拠点を設置し、全国の事業部門長や管理職含め、総勢約90名が参加しました。

噴火の予兆段階から終息後までの人員の移動や避難手段、本社機能の一部移転、社内外への対応を検証しました。また、演習後にディスカッションを行うことで対応の課題と改善点を見出すことができました。



予想される降灰範囲　出典：「富士山ハザードマップ検討委員会 報告書」